

仕 様 書

1 件名

(仮称) 苫小牧市周辺エリアにおけるまちづくりの在り方検討調査業務

2 業務背景・目的

本市の総人口は、166,846人（令和5年12月末現在）であり、平成25年（2013年）の174,469人をピークに減少に転じている。本市では、人口減少・少子高齢化が進む中、持続可能なまちづくりの実現に向け、ものづくり産業のさらなる展開、臨海ゾーンにおけるロジスティクスの展開、臨空ゾーンにおける国際リゾートの展開というダブルポートシティの特性を活かした成長戦略を掲げており、令和3年3月にこれらの成長戦略の方向性を示す「苫小牧都市再生コンセプトプラン」（以下「都市再生CP」という。）を策定し、都市再生CPに基づく様々な施策を展開してきた。

本業務は、本市周辺エリアにおける次世代半導体生産工場の整備や苫小牧駅前再整備、データセンターの整備、脱炭素先行地域の選定によるGXの推進等に伴い、市内及び市周辺エリアにおける人の生活や企業の活動に大きな変化をもたらすことが考えられることから、これら社会情勢の変化やまちづくり動向を踏まえ、本市の持続的な発展につながる今後のまちづくりの在り方を定め、その実現に向けた論点の整理とアクションを導出することを目的とする。

3 契約予定期間

契約締結日から令和7年3月31日

4 契約予定金額

25,000,000円（上限）

上記金額は、消費税10%相当額を積算した金額を含むものとする。

5 業務内容等

業務内容は下記のとおりとする。なお、業務内容については、様々な状況に応じて実施内容やスケジュールが変わることも予想されることから、あくまで現時点で想定する業務内容とし、変更する場合は、受託者と協議の上、決定することとする。

(1) 現況調査

次世代半導体生産工場の整備、苫小牧駅前再整備、データセンターの整備、GXの推進等に伴う本市の生活環境や経済状況の変化について調査・分析を実施し、今後のまちづくりに影響を与える事項や内容の整理を行う。なお、それら本市の生活環境や経済状況の変化に関連する市内の公共交通・移動に係る現況調査・分析を含めることとする。

(2) 関係者ヒアリング調査

本市における生活環境や経済状況の状況や将来の見通し、今後のまちづくりの在り方に関

係する本市関連部局、行政機関、民間企業、地域関係団体等に対するヒアリング・意見交換を実施し、周辺エリアを踏まえた今後のまちづくりの方向性に関する動向把握や擦り合わせ、その実現に向けて必要な取り組み事項の整理を行う。

(3) 今後のまちづくりの在り方の設定

現況調査や関係者ヒアリング調査の結果を踏まえ、今後の本市のまちづくりの在り方を設定する。在り方の設定にあたっては、今後の社会情勢の変化やまちづくりの動向を踏まえた在るべき姿、特に影響が与えられる政策領域における基本方針を設定する。なお、市内の公共交通・移動に係る現況調査・分析や今後のまちづくりの方向性を踏まえ、新たなモビリティサービスの展開を目指す MaaS 構想を含めることとする。

(4) まちづくりの在り方の実現に向けた論点整理とアクション導出

今後のまちづくりの在り方や基本方針に対して、その実現に向けて検討すべき論点の整理と関係するステークホルダーを抽出し、具体的な事業や取り組みを進めるうえでのアクションを導出する。

(5) まちづくりの在り方検討会議の設置・運営

今後のまちづくりの在り方検討に係る事業の推進に向け関連するステークホルダーとの意見交換及び各種調整を図ることを目的とした検討会議の設置・運営支援を行う。

6 業務実施体制

(1) 受託者は、業務監督者及び業務担当者を持って、秩序正しい業務を行うとともに当該業務を実施するため、適正な人員を配置すること。

(2) 業務検討において本市が選定したコーディネーター等が同席する場合がある。

7 業務スケジュール

契約締結後～2週間 業務実施計画の作成・承認

契約締結後2週間～ 業務開始

令和6年10月 中間報告を実施

令和7年3月 最終報告を実施

令和7年3月31日 成果物納入

8 納入成果物

(1) 調査結果報告書等

紙媒体（A4版両面刷（50～100頁程度））10部

(2) (1)の電子データを記録したCD-R又はDVD-R 1枚

(3) 本業務により収集・作成した資料（電子データ含む）等 一式

(4) 電子媒体の形式は Microsoft Office Word、Excel 又は PowerPoint、PDF のいずれかを使用するものとし、これら以外のアプリケーションを使用する場合は、事前に本市の承諾を得るものとする。

9 納入期限

必要となる資料の作成・提出については、その都度、本市の指示を受けること。全ての納入物を契約期間の終了日までに納品すること。

10 連絡調整等

- (1) 受託者は、作業の実施に当たっては、本市と連絡を密に取り、十分に協議すること。また、疑義が生じた場合には、速やかに本市の指示を受けること。
- (2) 本市から追加指示（仕様書記載事項以外の事項が発生の場合）がある場合には、書面（電子メール含む）により行う。なお、口頭で指示した場合は、当該指示内容を記載した書面を速やかに交付する。
- (3) 受託者は、本仕様書に定めのない事項で本業務の遂行上必要な業務等がある場合には、本市と協議の上、その指示（書面（電子メール含む））に従うこと。
- (4) 前記(2)又は(3)の場合における追加の指示または業務等は、本仕様書の記載事項とみなす。この場合において、新たに経費が発生する場合は、本市と受託者の間で協議の上、決定する。

11 支払条件

契約代金の支払いは、事業完了後に一括払いとする。

なお、上記以外の支払い方法については、委託者と協議すること。

12 著作権等

- (1) 本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む）は、全て委託者に譲渡する。
- (2) 第三者が権利を有している画像等を使用する場合には、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (3) 撮影する際の肖像権については事前に同意を得ること。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (5) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら本市の責めに帰する場合を除き、受託者は自らの責任と負担において、一切の処理を行うものとする。

13 業務上の留意事項

- (1) 業務において、受託者の責めに帰すべき理由により参加者及び第三者の生命、身体及び財産に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、受託者の責任において速やかに処理及び解決しなければならない。また、その結果等について、速やかに書面により委託者に報告すること。

- (2) 災害その他不可抗力等委託者及び受託者の双方の責めに返すことが出来ない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務の継続の可否について協議する。また、一定期間内に協議が整わない場合、委託者は事前に書面での通知により契約を解除できる。
- (3) 本業務を実施するにあたり、業務上知り得た情報の開示、漏洩、業務外使用はしないこと。また、必要な措置を講じ、個人情報の流出防止に万全を期すこと。
- (4) 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、必ず本市と協議すること。

14 問い合わせ先

苫小牧市総合政策部未来創造戦略室

〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

TEL: 0144-32-6062